

新 幼 運 第 2 7 1 号
令和 7 年 6 月 2 5 日

各法人代表者 様
各施設長 様

新潟市こども未来部幼保運営課長
(担当：配置適正化グループ)

**私立保育所等整備費補助金の交付を希望する
施設整備計画について（募集）**

標記につきまして、令和 8 年度に行う施設整備計画の募集をいたしますので、
該当がある場合は様式及び添付書類の提出をお願いいたします。

記

- 1 募 集 事 項 令和 8 年度に着工予定で、私立保育所等整備費補助金の交付を希望する教育・保育施設の整備計画
- 2 回答方法等 別紙「令和 8 年度私立保育所等整備費補助金交付希望募集の概要」をご参照ください。
- 3 そ の 他 交付希望のあった法人名や整備予定区、件数、補助金採択件数等の情報は公表する場合があります。
なお、R8 年度の大規模修繕等以外の整備事業については、募集いたしませんのでご注意ください。

【問い合わせ】

〒951-8061 新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地
新潟市こども未来部幼保運営課 配置適正化グループ
電 話 025-223-7371（直通）
メー ル hoiku@city.niigata.lg.jp

令和 8 年度私立保育所等整備費補助金交付希望募集の概要

私立保育所等整備費補助金は、交付の希望があったものから、市が整備の必要性和計画の確実性を認めるものを選定し、交付対象とします。交付対象の選定にあたっては、次のとおり必須条件と優先条件を設定します。なお、当該補助金は予算の議決を要するほか、国や県の交付金を財源とするため、下記の条件に合致する計画についても、補助金の交付が確約されるものではありません。

1 用語の定義

用語	定義
保育所等	保育所、認定こども園、保育所分園、認定こども園分園における就学前教育・保育を実施する部分の総称
大規模修繕等	既存施設について、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じ、施設の躯体をいじらずに内部改修する整備、一部改修等を行うこと。

※施設の躯体とは、建物の基礎や耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」のこと。

2 必須条件（満たさなければ交付対象にならない条件）

保育所等の大規模修繕等にかかる整備工事で、次のア～カのすべてに該当する場合に交付対象とします。

ア．社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人（国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱で定められたもの）が設置主体であること。

イ．認可・確認にかかる設備運営基準等を満たす計画であること。

ウ．整備工事について、施設の設置主体が、保育所等を利用する児童の保護者や近隣住民（自治会等）に対し事前に十分な説明を行い、計画に係る要望などに誠実に対応しつつ、合意形成を図れるもの。

エ．建築基準法、都市計画法、風営法等の関係法令を確認の上、児童福祉施設として適法な立地に建築または改修されるもの。

オ．民間工事請負業者 3 社から見積書を徴取し、最も低い価格が 500 万円以上のもの。ただし、冷暖房設備の場合は 300 万円以上のもの。

カ. 令和 8 年度内に着工し、令和 9 年 3 月 31 日までに事業のすべてを完了するもの。

3 優先条件

- ・園舎修繕の緊急性が高いもの
- ・既存施設の長寿命化に資する効果が高いもの。
- ・市立保育園配置計画に寄与するもの
- ・整備予定エリアにおける保育定員確保のため重要と判断されるもの
- ・その他、整備する必要性が高いもの

※各条件の詳細は、別表「必須条件および優先条件の一覧」をご覧ください。

4 補助対象経費

- ・施設の一部改修等にかかる建築工事費又は工事請負費、工事事務費
- ・実施設計に要する費用（基本設計費は補助対象外）
- ・仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

※国または県の交付金内示後（着工年度の 4 月 1 日以降）に着手（契約）したもののみが補助対象となります。

※設置主体に対し、補助対象経費の実支出予定額の最大 3 / 4 を補助します。
ただし、予算措置の状況により交付額に上限を設けることがあります。

5 提出書類について

○令和 8 年度に着工予定の整備計画

- A 様式「令和 8 年度着工分 施設整備計画書」
- B 様式 添付書類 各種図面（配置図、平面図等）
- C 様式 添付書類 耐震診断結果の写し等^{※1}
- D 様式 添付書類 園舎や修繕希望箇所の現状がわかる写真等資料
- E 様式 添付書類 見積書と積算の内訳がわかる資料^{※2※3}

※1 未実施の場合は提出不要

※2 大規模修繕等は、民間工事請負業者 3 社から徴取し提出

※3 見積徴取については留意事項あり「8 その他留意事項」必読

6 提出期限について

令和 7 年 8 月 15 日（金）まで ※郵送の場合、必着

期限までに提出ができない書類がある場合は、下記担当までご相談ください。

7 提出・問い合わせ先について

下記担当まで、電子メール添付または紙（郵送のみ）にてご提出ください。

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地（NEXT21 17階）

新潟市役所 こども未来部幼保運営課 配置適正化グループ

電 話 025-223-7371

メール hoiku@city.niigata.lg.jp

8 その他留意事項

○補助金を受けて施設を修繕した場合の減価償却費加算について

施設型給付における減価償却費加算は、補助金を受けて施設修繕を行った場合は加算対象外となりますので、お含みおきの上でご計画ください。

○見積徴取について

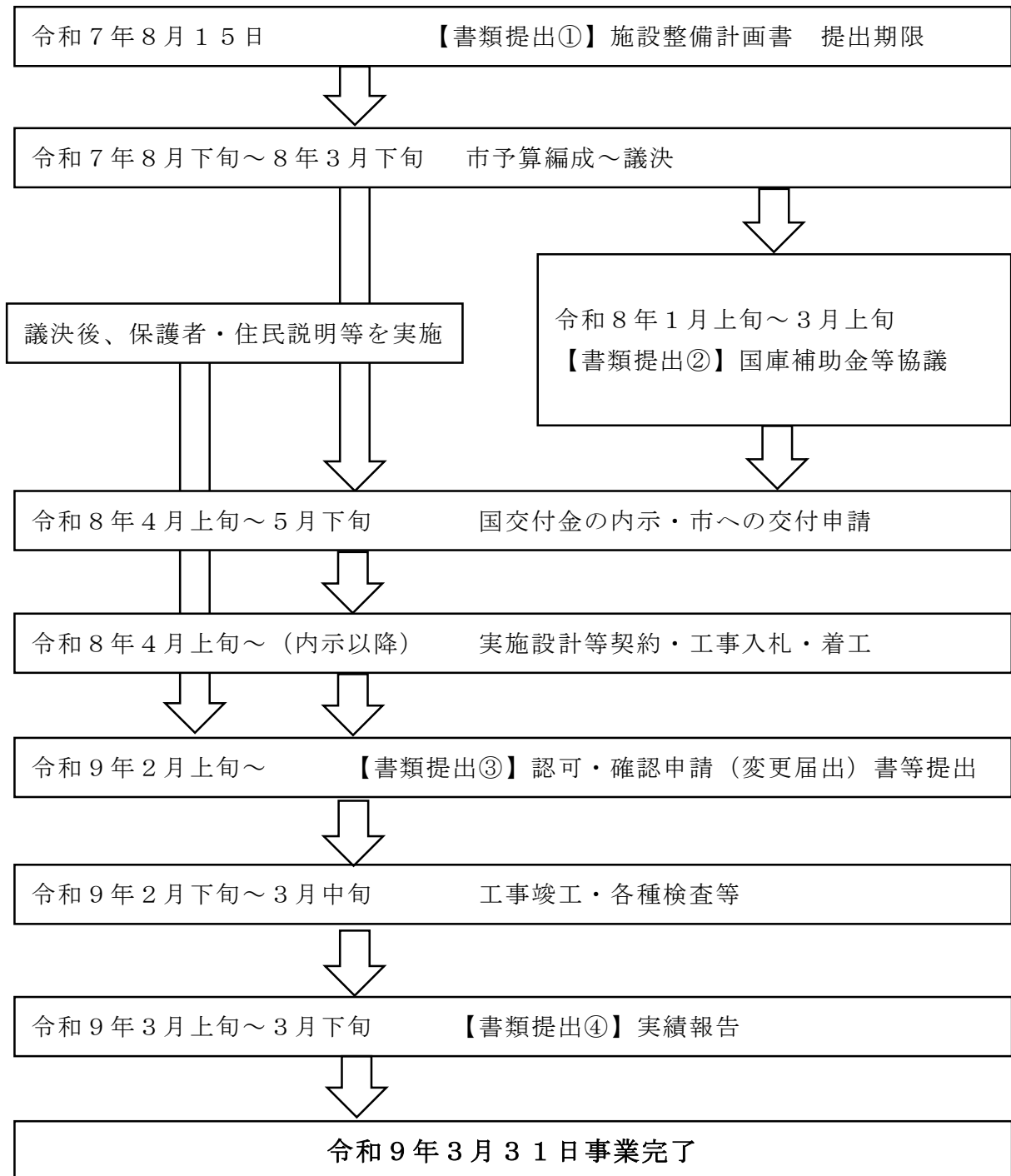
見積徴取については、「新潟市建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱」に準じ、工事規模に対し適当な新潟市入札参加資格を有する者から徴取すること。

なお、見積はR 8年度単価にて積算すること。

○市立保育園配置計画について

市立保育園配置計画の詳細は、新潟市ホームページ等より「第2次新潟市立保育園配置計画」をご確認ください。

<参考>令和8年度着工のスケジュールの例



※補助金の内示等の時期は国のスケジュール等により変更となる場合があります。

＜別表＞必須条件および優先条件の一覧

整備種別	施設種別	条件	条件詳細
大規模修繕等	保育所、認定こども園、保育所分園、認定こども園分園	【必須条件】 ・「2 必須条件」を満たすもの ・民間工事請負業者3社から見積書を徴取し、最も低い価格が500万円以上のもの。ただし、冷暖房設備の場合は300万円以上のもの。 ・令和8年度内に着工し、令和9年3月31日までに事業のすべてを完了するもの 【優先条件】 ・園舎修繕の緊急性が高いもの ・既存施設の長寿命化に資する効果が高いもの。 ・市立保育園配置計画に寄与するもの ・整備予定エリアにおける保育定員確保のため重要と判断されるもの ・その他、整備する必要性が高いもの	工事実施にあたって入札等を実施し、実際の契約額が左記の金額を下回った場合は補助対象外となります。 児童の安全に関わるもの等、園舎修繕の緊急性が高い事由が認められる場合に優先します。 既存施設をより長く使い続けるために必要な整備を優先します。 市立保育園配置計画の方針に合致し、老朽化した市立保育園等の統廃合等に寄与するものを優先します。 整備エリアで保育の受け皿を確保するために重要と認められる整備を優先します。 上記のほかに、整備する必要性が高い事由が認められる場合に優先します。